○由利本荘市工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例

平成２４年９月２６日

条例第４５号

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（適用区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第３条　この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
| 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の工業地域（以下「第１種地域」という。） | １００分の５以上 | １００分の１０以上 |
| 都市計画法第８条第１項第１号に定める用途地域の定めのない地域（以下「第２種地域」という。） | １００分の１０以上 | １００分の１５以上 |

（敷地が適用区域及び適用区域以外の区域にわたる場合の適用）

第４条　法第２条第３項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地が前条に規定する区域（以下「適用区域」という。）及び適用区域以外の区域にわたる場合において、当該敷地に占める適用区域の面積の割合（以下「敷地割合」という。）が２分の１以上のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用し、敷地割合が２分の１未満のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（既存工場等に係る面積の算定）

２　次項に定める場合を除き、昭和４９年６月２８日において現に設置されている又は設置のための工事が行われている法第６条第１項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第３条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（１）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積



ただし、のときはG≧aS－G１とし、aS－G１≦０のときはG≧０とする。

これらの式において、G、P、γ、a、G０、S及びG１は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

a　第１種地域においては０．０５、第２種地域においては０．１

G０　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G１　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（２）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積



ただし、のときはE≧bS－E１とし、bS－E１≦０のときはE≧０とする。

これらの式において、E、P、γ、b、E０、S及びE１は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種においての同表の下欄に掲げる割合

b　第１種地域においては０．１、第２種地域においては０．１５

E０　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

E１　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

３　法準則別表第１の上欄に掲げる２以上の業種に属する既存工場等において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第３条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（１）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積



ただし、のときはG≧aS－G１とし、aS－G１≦０のときはG≧０とする。

これらの式において、G、n、Pj、γj、a、G０、S及びG１は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

n　当該既存工場等が属する業種の個数

Pj　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γj　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

a　第１種地域においては０．０５、第２種地域においては０．１

G０　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G１　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（２）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積



ただし、のときはE≧bS－E１とし、bS－E１≦０のときはE≧０とする。

これらの式において、E、n、Pj、γj、b、E０、S及びE１は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n　当該既存工場等が属する業種の個数

Pj　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γj　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

b　第１種地域においては０．１、第２種地域においては０．１５

E０　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

E１　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

附　則

この条例は、公布の日から施行する。